

家電リサイクル法に係る
亀岡市の取組と全国市長会の意見

全国市長会環境対策特別委員会副委員長
京都府亀岡市長 桂川孝裕

京阪神の大都市近郊にありながら 豊かな自然に恵まれた京都府亀岡市



京野菜の産地「京の台所」亀岡



亀岡市の三大観光



～保津川下り
～トロッコ列車
～湯の花温泉

- ・京都市の西隣に位置し、JR京都駅から快速21分、高速道路網で大阪府
- ・兵庫県と結ばれている利便性の高い立地環境
- ・京都随一の穀倉地帯
- ・人口 87,741人 (2021.4.1時点)

JAPAN MAP



～ 亀岡のまちを包む霧～
大地の呼吸である霧は、京野菜をはじめ、質の高い農産物を育てている。

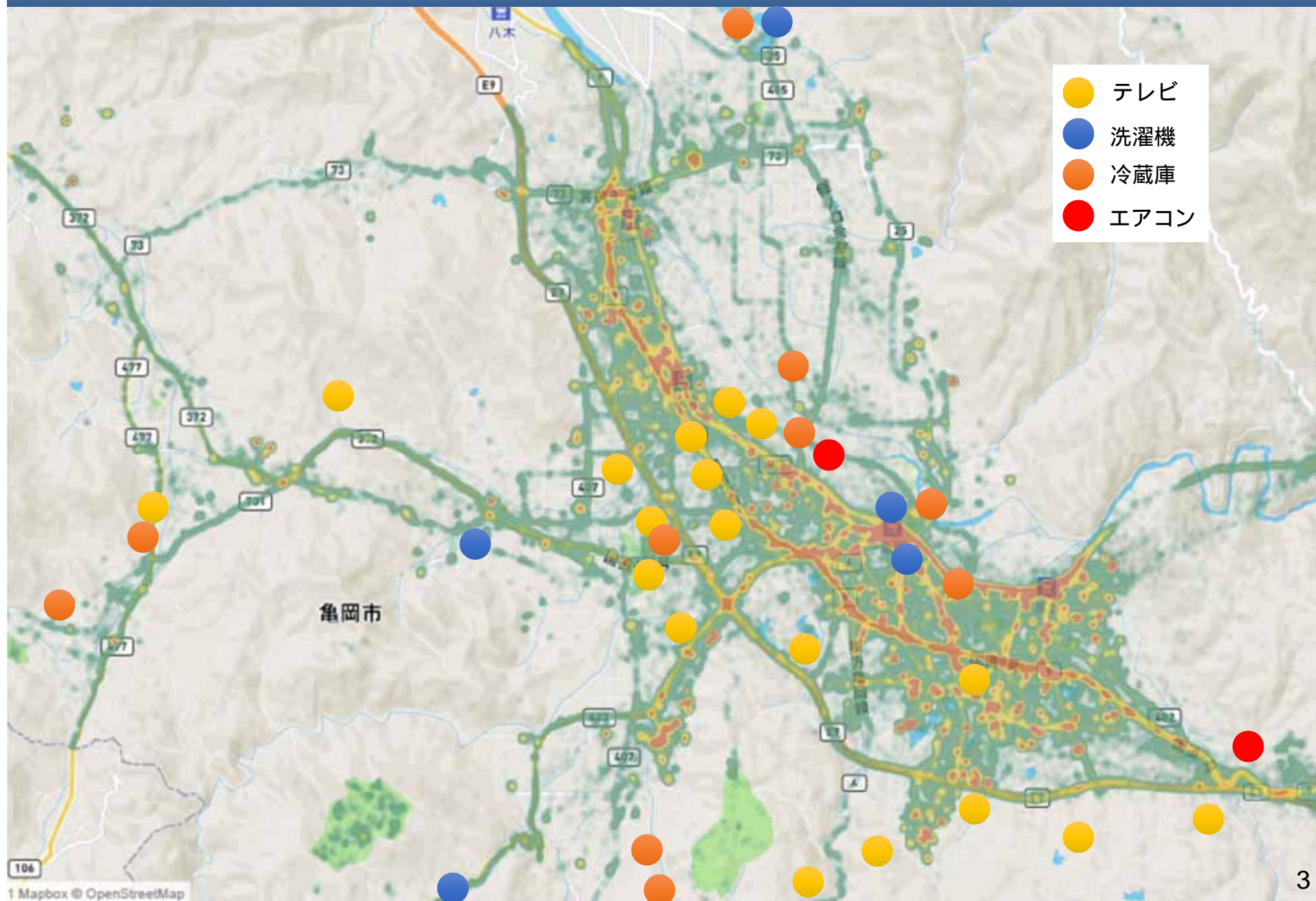
家電4品目の不法投棄数の推移

(単位：件)

| 年 度 | エアコン | テレビ | 冷蔵庫 冷凍庫 | 洗濯機 衣類乾燥機 | 合 計 |
|------|------|-----|------------|--------------|-----|
| 2018 | 1 | 25 | 5 | 6 | 37 |
| 2019 | 3 | 36 | 8 | 11 | 58 |
| 2020 | 1 | 29 | 13 | 11 | 54 |
| 合 計 | 5 | 90 | 26 | 28 | 149 |

亀岡市は、京都市、大阪府、兵庫県に隣接する利便性の高い立地環境から、大都市圏に近接する山間部への不法投棄が後を絶たない。市道等の公共用地では迅速な回収・処理に努めているところであるが、私有地での不法投棄も多く確認しており、所有者・管理者での回収処理が原則となることからそのまま放置されるケースがほとんどである。

家電4品目の不法投棄分布図(2018~2020)人流データとの重ね合せ



家電4品目の不法投棄分布図(2018~2020)人流データとの重ね合せ



不法投棄の状況



亀岡市の不法投棄防止対策

不法投棄監視パトロール
週2回の巡回パトロール

ポイ捨て監視指導員と連携した監視体制の構築
週3回 ポイ捨て防止重点地域をはじめとした市内一円の監視パトロール

ながらサポートプロジェクト
市内を巡回される企業、団体と連携した監視体制の構築(3団体)
まち・レコプロジェクト
市民の自家用車に搭載されている
ドライブレコーダーを活用したまちの安全・安心プロジェクト(R3.5.31現在:247人/334台)



ドライブレコーダー協定
ドライブレコーダーを移動型防犯カメラとして活用する、市内事業者と連携したプロジェクト(18団体/563台)

不法投棄監視カメラの設置、貸出し



不法投棄多発地域への
固定監視カメラの設置

状況に応じ、臨機に対応可能な移動式監視カメラの設置及び貸出し



不法投棄防止看板の設置、貸出し



不法投棄多発箇所へ
啓発看板を設置

市民からの要望に
貸出しで対応



関連プロジェクト 新感覚の清掃活動 **エコウォーカー**プロジェクト

◆エコウォーカーとは

- エコウォーカーは、ウォーキングしながら行う、身近で気軽に自由な清掃活動です。

◆活動

- それぞれが自由な時間・タイミングで、気軽にウォーキング&ごみ拾いへGO！！
- 収集が困難な不法投棄や大量のごみを発見したときは、環境政策課へ通報！！

◆応募方法

- 応募用紙を、亀岡市役所環境政策課へ！！

※FAX、メール可

(22-3809/kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp)



[詳細・応募用紙はこちら](#)

問：環境政策課 ☎25-5024

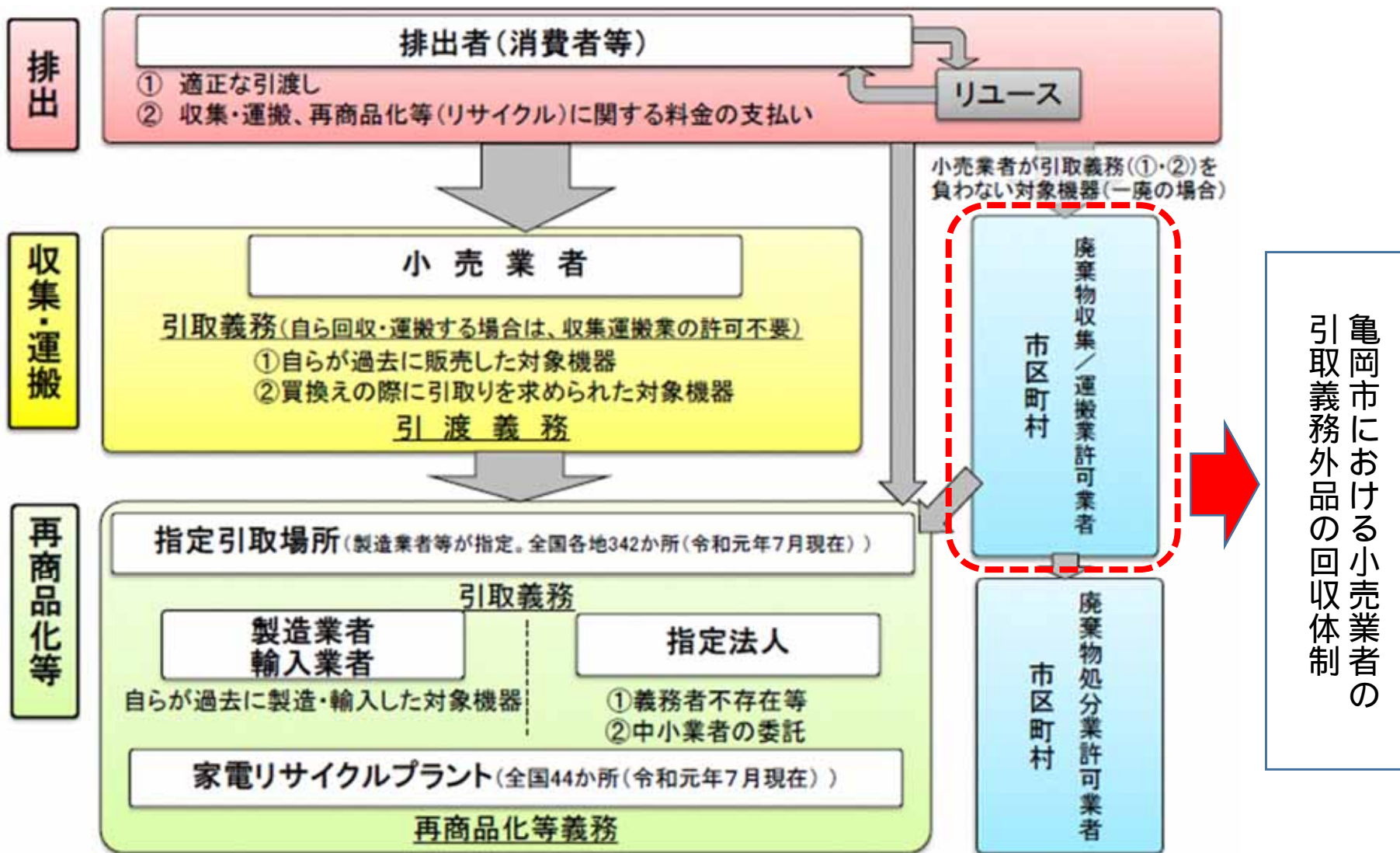


亀岡市は、世界に誇れる『環境先進都市』を目指します。



現在、エコウォーカーが800名を超え、まちの美化が進んでいる。それと同時に、まちにエコウォーカーの姿が多く見えるようになっており、不法投棄に対する大きな抑止力となっている。

亀岡市における小売業者の引取義務外品の回収体制

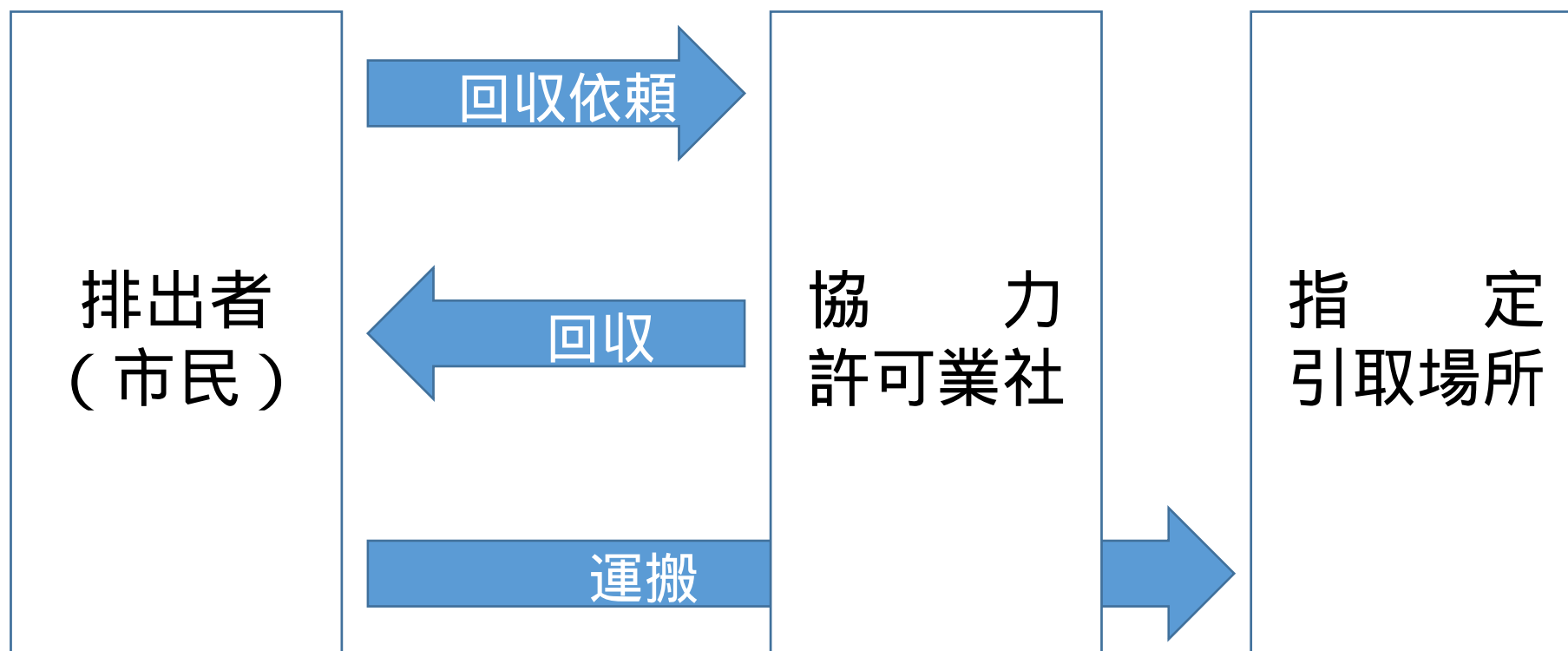


出典：中央環境審議会循環社会部会家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会
電気・電子機器リサイクルワーキンググループ 第38回合同会合資料

亀岡市における小売業者の引取義務外品の回収体制

一般廃棄物収集運搬許可業者との協力

法施行後から、市内の一般廃棄物収集運搬許可業者に対し、小売業者の引取義務外品の回収を依頼している。



1. 不法投棄対策について

不法投棄された廃家電4品目の撤去・運搬費用やリサイクル料金等については、本来、不法投棄者が支払うべきものを、市町村がほぼ全額を税金により肩代わりして負担しています。

このことは、

本来、住民の福祉の増進に使うべき税金が不法投棄者のリサイクル料金等に使われることになり、住民(納税者)の理解を到底得られません。

リサイクル料金の負担の公平性にも欠け、結果的に不法投棄した者が得をし、真面目にリサイクル料金を負担した方が損をするような状況をつくり、家電リサイクル制度の根幹を揺るがすことにもつながりかねません。

不法投棄者が得をしない方策を講じるとともに、市町村の負担軽減を図っていただきたい。

市町村が実施する不法投棄未然防止等の取組に対する製造事業者等の支援の継続・充実を図っていただきたい。また、国費による財政措置など、新たな財政支援を創設していただきたい。

2. 義務外品の回収について

モールサイトに出店している小売業者や個人間取引の仲介業者等を経由しての家電4品目の購入が拡大しており、消費者(排出者)から見て、購入した小売業者がわかりにくいことなどから、今後、義務外品の急増が懸念されます。

こうした販売方法・購買行動の多様化等に対応し、安定した家電4品目の回収を維持していくためには、小売業者が自ら過去に販売した対象機器等にとどまることなく広く引き取ることや、資源有効利用促進法に基づくパソコンリサイクル制度の製造事業者等による自主回収のような仕組み、指定引取場所数の拡大など、消費者(排出者)が排出しやすい環境を整備していただきたい。

また、購買行動の多様化等に見合った、小売業者(特に、インターネット通販等で購入した小売業者が遠方にある場合など)の引取義務がしっかり果たされるような仕組みを構築していただきたい。

3. 対象品目の拡大について

家電リサイクル法の対象品目の4要件については、脱炭素への早急な対応やインターネット通販の拡大など、社会情勢や販売方法・購買行動の多様化等の実態に合わせ、柔軟に対応していただくとともに、対象品目の更なる拡大を図っていただきたい。

有機ELディスプレイ方式のテレビをはじめ、前回の見直しにおいて引き続き検討することとされた電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーターや、市町村による再商品化が困難で、温室効果が高い冷媒ガス類等を使用した製品(除湿器等)など、前広に対象品目の拡大を行っていただきたい。

4. 違法な不用品回収業者・ヤード業者対策について

現状において、違法な回収行為等を現場で確認することは非常に難しい状況にあります。また、一つの市町村、一つの都道府県にとどまらず、違法業者が広域で活動するため、一自治体では対応に限界があります。

対策の実効性が確保されるよう、警察による取締りや法的規制の更なる強化など、抜本的に対策を強化していただきたい。

5. リサイクル費用の「前払い方式」の導入について

リサイクル費用の「前払い方式」の導入により少なくとも不法投棄された廃家電4品目のリサイクル費用は確保できるため、不本意な税金使用が抑制されます。また、不法投棄された土地の所有者等の費用負担も軽減されます。

排出時のリサイクル料金の支払い忌避に起因する違法な不用品回収業者等への引渡し等が抑制され、家電リサイクル法ルート回収率、ひいてはリサイクル率の向上が期待できます。

以上のようなことから、リサイクル費用の「前払い方式」を導入していただきたい。